

安全保障技術研究推進制度 委託契約事務処理要領（契約書の様式等含む）の改訂点について

2017. 2. 7
事務局調べ

防衛装備庁のホームページに公開されている「安全保障技術研究推進制度 委託契約事務処理要領（平成29年2月 制定 防衛装備庁）」
http://www.mod.go.jp/atla/funding/h28jimuyouryou_v1.pdf と、「安全保障技術研究推進制度 委託契約事務処理要領（平成27年10月 制定 防衛装備庁）」
http://www.mod.go.jp/atla/funding/h27jimuyouryou_v2.pdf とを比較し、事務局において相違している部分を以下に整理し、変更のポイント等を備考欄に注記した。

該当箇所	項目	平成29年2月制定版	平成27年10月制定版	備考
		(変更のある関連部分のみ抜粋)	(変更のある関連部分のみ抜粋)	
第1	定義			
		第1 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (中略)	同左	
		(12) 「保護すべき情報」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第2号並びに第6号イ、ロ及びハに規定する情報をいう。	(12) 「保護すべき情報」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報に相当するもの又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。	・用語の整理と思われる。（「保護すべき情報」の定義から「個人情報」を除いた。契約書第44条が関係）
		(13) 「個人情報」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に規定する情報をいう。	(13) 「個人情報」とは、保護すべき情報のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1項（ただし書きを除く）において規定された情報をいう。	・用語の整理と思われる。（「保護すべき情報」とは別に「個人情報」を定義した。契約書第45条が関係）
		(17) 「特定秘密」とは、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。	該当なし	・契約書第34条で、研究成果を特定秘密やその他の秘密に指定しないこと、第48条で、本契約に係

				る業務において、特定秘密その他秘密を乙に提供しないとしたことから、定義が必要となったと思われる。
		(18) 「秘密」とは、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)第1条第3項に規定する特別防衛秘密、秘密保全に関する訓令(平成19年防衛省訓令第36号)第2条第1項に規定する秘密及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第26号)第2条第1項に規定する秘密をいう。	該当なし	・上記参照
第31	研究成果の公表			
		(研究成果の公表) 第31 委託契約書第36条第1項に定める甲への通知は、 <u>様式第40の「成果公表届」による。</u>	(研究成果の発表) 第31 甲及び乙は、本委託業務の成果を外部に発表しようとする場合には、 <u>発表の内容、時期等について、他の当事者の書面による事前の承諾を得るものとする。ただし、甲又は乙は、正当な理由なくその承諾を拒んではならないものとする。</u>	・甲から制限されることなく乙は研究成果を公表できるとし、公表にあたり事前の通知を求めることとしたので、その通知の様式を定義する内容に変更されている。
(旧32)	(成果の公表手続き)	(削除された)	(成果の発表手続き) 第32 乙は、 <u>委託契約書第33条第3項に定める委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表をする場合は、事前に様式第40の「成果公表届」を甲に提出する。</u>	・新第31に内容的に吸収された。

様式第一				
委託契約書				
	<p>知財財産権の範囲</p>	<p>(知的財産権の範囲) 第24条 委託業務の実施によって得た委託業務上の成果にかかる「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権」と総称する。) (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む)並びに外国における上記権利に相当する権利(以下「著作権」という。) (3) 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、<u>乙の申出により</u>、甲、乙協議のうえ、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用す</p>	<p>(知的財産権の範囲) 第24条 委託業務の実施によって得た委託業務上の成果にかかる「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 同左 (2) 同左 (3) 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議のうえ、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利</p>	<p>・ノウハウの指定のイニシアティブが乙にあることが「乙の申し出により」の追</p>

		る権利 (後略)	(後略)	加で明確にされた。
	ノウハウの指定	(ノウハウの指定) 第30条 乙は、ノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。 2 前項の秘匿すべき期間は、委託業務の完了又は廃止の日の属する会計年度の翌日から起算して <u>5年以内</u> とする。ただし、乙の申出により、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。	(ノウハウの指定) 第30条 甲及び乙は、 <u>第24条第1項第3号に規定する</u> ノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。 2 前項の秘匿すべき期間は、委託業務の完了又は廃止の日の属する会計年度の翌日から起算して <u>5年間</u> とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。	・ノウハウの秘匿期間の決定権が乙にあることを明確にした。(その他文言の整理) ・秘匿すべき期間が一律5年間から、5年以内と短縮された。 ・期間の延長・短縮の発議のイニシアティブが乙にあることが「乙の申し出により」の追加で明確にされた。
	成果の利用行為	(成果の利用行為) 第33条 甲及び甲が指定する者は、第25条第1項の規定にかかわらず、委託業務により納入された著作物に係る著作権について、無償で実施することができる。 2 乙は、甲及び甲が指定する者による実施について、著作人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。 (第三項が削除された)	(成果の利用行為) 第33条 同左 2 同左 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を標記するものとする。	・委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作

				物の公表に際し、委託業務による成果である旨を標記が求められなくなった。
	研究成果の取扱い	(研究成果の取扱い) 第34条 甲は、得られた成果を特定秘密その他秘密に指定しない。	該当なし	・研究成果が特定秘密やその他の秘密に指定されないことが明記された。
		(第34条が新規に追加されたので、以降、条の番号は繰り下がる)		
	研究成果の公表	(研究成果の公表) 第36条 乙は、得られた成果を甲から制限されることなく公表することができる。この場合において、公表する内容は、あらかじめ甲に通知するものとする。 2 前項の場合において、特段の理由がある場合を除き、公表する内容が甲の本委託研究の結果得られたものであることを明示しなければならない。	(研究上の成果の発表又は公開) 第35条 乙は、得られた成果について外部へ発表及び公開することができる。ただし、発表及び公開にあたっては、その内容についてあらかじめ甲に確認するものとする。 2 前項において、発表又は公開する場合は特段の理由がある場合を除き、その内容が甲の本委託研究の結果得られたものであることを明示しなければならない。	・「甲から制限されることなく公表することができる」と明記された。また、甲の「確認」は乙から甲への「通知」に変更された。
	不正競争防止法に係る情報の保持	(不正競争防止法に係る情報の保持) 第43条 甲は、委託業務の実施にあたり、乙から開示又は提供を受け若しくは知り得た技術上及び営業上の有用な情報が営業秘密(不正競争防止法(平成5年法律第47号)第2条第6項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。)に該当する旨の通知があった場合には、当該営業秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、乙から書面による承諾を得たとき又は当該情報が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。 (1) 知り得た際、既に公知となっている事項	(不正競争防止法に係る情報の保持) 第42条 甲及び乙は、委託業務の実施にあたり、他の当事者より開示又は提供を受け若しくは知り得た技術上及び営業上の有用な情報について、不正競争防止法(平成5年法律第47号)第2条第6項に規定する営業秘密(以下「営業秘密」という。)に該当する旨、他の当事者より通知があった場合、当該営業秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、他の当事者から書面による承諾を得た場合、若しくは当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。 (1) 知り得た際、既に公知となっている事項	・不正競争防止法に係る情報(営業秘密)に関しては、乙から甲に開示・提供される情報に関する甲の保持義務のみとなった。(従前は、双務的な規定で乙も義務があったが、これがなくなった。)

		(2) 知り得た後、自己の責に帰すべき事由によらず、刊行物その他により公知となった事項 (3) 知り得た時点で、既に自ら所有していたことを書面で証明できる事項 (4) 知り得た後、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した事項	(2) 知り得た後、自己の責に帰すべき事由によらず、刊行物その他により公知となった事項 (3) 知り得た時点で、既に自ら所有していたことを書面で証明できる事項 (4) 知り得た後、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した事項	
	保護すべき情報の保持	(保護すべき情報の保持) 第 44条 乙は、本契約の履行に際し知り得た知識のうち、保護すべき情報を第三者に漏らしてはならない。 2 乙は、前項で規定された情報を他の当事者に提供する場合、当該情報の範囲を明確に示すものとする。	(保護すべき情報の保持) 第 43条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た知識のうち、保護すべき情報を第三者に漏らしてはならない。 2 甲及び乙は、前項で規定された情報を他の当事者に提供する場合、当該情報の範囲を明確に示すものとする。	・ 条文の整理と思われる (甲の義務をあえて甲乙間の契約で言及する必要はないとの考えではないか。) なお、「保護すべき情報」から個人情報 ^① は除かれている (冒頭の定義参照)
	個人情報の扱い	(個人情報の取扱い) 第 45条 乙は、甲から預託を受けた個人情報について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。 2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。 (後略)	(個人情報の取扱い) 第 44条 乙は、甲から預託を受けた個人情報 (生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの (当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。) をいう。以下同じ。) について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。 2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。 (後略)	・ 条文の整理と思われる。(個人情報は事務処理要領で定義されているので、契約条文で言及しないこととしたと思われる。)
		(その他の事項) 第 48条 乙は、本契約に定める事項のほか、甲が別に定	(その他の事項) 第 47条	

		<p>める委託業務の実施に必要な事務手続き等に従わなければならない。</p> <p>2 本契約に定めのない事項及び本契約に定める事項について生じた疑義については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。</p> <p>3 前項の規定による協議が整わないときは、乙は、甲の意見に従わなければならない。なお、甲の意見に対し、乙が不服を申し立てるときは、甲を提訴することができる。</p> <p>4 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。</p> <p>5 本契約及び業務にかかる文書等は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づいて処理するものとする。</p> <p><u>6 甲は、本契約に係る業務において、特定秘密その他秘密を乙に提供しない。</u></p>	<p>(1から5まで、同左)</p> <p>該当なし</p>	<p>・「甲は、本契約に係る業務において、特定秘密その他秘密を乙に提供しない。」と明記された</p>
様式第30	確認書	<p>様式第30</p> <p style="text-align: center;">確 認 書</p> <p style="text-align: right;">日 付</p> <p>支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房会計官付経理室長 殿 (受託者) 住 所 名称及び 代表者名 印 〇〇〇〇 (受託者名称及び代表者氏名) (以下「乙」という。) は、支出負担行為担当官防衛装備庁長官官房会計官</p>	<p>様式第30</p> <p style="text-align: center;">確 認 書</p> <p style="text-align: right;">日 付</p> <p>支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房会計官付経理室長 殿 (受託者) 住 所 名称及び 代表者名 印 〇〇〇〇 (受託者名称及び代表者氏名) (以下「乙」という。) は、支出負担行為担当官防衛装備庁長官官房会計官</p>	

		<p>付経理室長〇〇 〇〇 (以下「甲」という。) に対し下記の事項を約する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 当該契約に基づく委託業務の実施によって、産業財産権に係る技術上の成果が得られた場合には、遅滞なく、防衛装備庁長官を通じ、防衛大臣にその旨を報告することを乙が約すること。</p> <p>2. 甲が、自らの用に供するため又はその他特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を甲及び甲の指定する者に許諾することを乙が約すること。</p> <p>3. 当該 <u>産業財産権</u> を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該 <u>産業財産権</u> を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該 <u>産業財産権</u> を利用する権利を第三者に許諾することを乙が約すること。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>付経理室長〇〇 〇〇 (以下「甲」という。) に対し下記の事項を約する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 当該契約に基づく委託業務の実施によって、産業財産権に係る技術上の成果が得られた場合には、遅滞なく、防衛装備庁長官を通じ、防衛大臣にその旨を報告することを乙が約すること。</p> <p>2. 甲が、自らの用に供するため又はその他特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を甲及び甲の指定する者に許諾することを乙が約すること。</p> <p>3. 当該 <u>特許等</u> を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該 <u>知的財産権</u> を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該 <u>知的財産権</u> を利用する権利を第三者に許諾することを乙が約すること。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>・用語の統一ではないかと思われる。</p>
様式第 40	成果公表届	<p>様式第 40</p> <p style="text-align: center;">成 果 公 表 届</p> <p style="text-align: right;">日 付</p> <p>防衛装備庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">(受託者) 住 所 名称及び 代表者名 印</p> <p>平成 年 月 日付</p> <p>平成〇〇年度安全保障技術研究推進制度「(委託業務題目)」</p>	<p>様式第 40</p> <p style="text-align: center;">成 果 公 表 届</p> <p style="text-align: right;">日 付</p> <p>防衛装備庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">(受託者) 住 所 名称及び 代表者名 印</p> <p>平成 年 月 日付</p> <p>平成〇〇年度安全保障技術研究推進制度「(委託業務題目)」</p>	

		<p>上記委託業務について、得られた成果をこのたび下記のとおり公表いたしますので、<u>委託契約書第36条第1項</u>に基づき届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公表する成果 2. 公表の方法 3. 成果を公表する時期 4. 公表を必要とする理由 5. <u>知的財産権の取得に関する事項</u> 	<p>上記委託業務について、得られた成果をこのたび下記のとおり公表いたしますので、<u>要領第32の規定</u>に基づき届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公表する成果 2. 公表の方法 3. 成果を公表する時期 4. 公表を必要とする理由 	<ul style="list-style-type: none"> ・(旧) 要領32の規定は削除されており、根拠が契約書の第36条第1項と規定とされた。 ・事前の確認から通知に変更されたので、通知の中で「5. 知的財産権の取得に関する事項」の通知も求めることとしたと思われる。
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以上